

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設新設事業）寺家宮川地区）を行うことについて平成19年5月23日同意した。

平成19年6月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀